

# 建設業法で定める標識

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場でとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。(法第40条)

## 建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣許可( )第 号 知事	
この店舗で営業している建設業			

縦35cm以上×横40cm以上とする

## 建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票					
商号又は名称					
代表者の氏名					
主任技術者の氏名	専任の有無				
資格名	資格者証交付番号				
一般建設業又は特定建設業の別					
許可を受けた建設業					
許可番号	国土交通大臣 知事				
許可年月日					

縦40cm以上×横40cm以上とする

### 記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

※建設工事の現場には下請業者についても掲示する必要があります。

